感　染　症　第　　２５８０　号

令和５年(2023年)11月29日

各保健所設置市保健所長　様

　保健福祉部感染症対策局感染症対策課地域支援担当課長

　　　令和６年度（2024年度）保健衛生施設等・設備整備費国庫補助金に係る整備計画書の提出について（依頼）

　このことについて、感染症対策関係事業に係る貴所管の医療機関（感染症指定医療機関は道立保健所から依頼）に照会いただき、次のとおり取りまとめの上、関係書類を提出願います。

記

1　対象事業

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 対象施設 | 施設整備 | 設備整備 |
| (1) | 結核患者収容モデル病室 | ○ | － |
| (2) | 感染症指定医療機関（第一種・第二種） | ○ | ○ |
| (3) | 感染症外来協力医療機関 | ○ | ○ |
| (4) | 新型インフルエンザ等患者入院医療機関 | ○ | ○ |
| (5) | エイズ治療拠点病院 | ○ | ○ |

2　提出書類

(1)　令和６年度の整備計画がある場合

ア　整備計画内訳（別添1【施設整備のみ】）

　　イ　整備計画一覧（別添2【設備整備のみ】）

ウ　整備計画書（別添3・各対象施設毎様式）

エ　歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

　　※　非営利法人にあっては定款又は寄付行為及び収入支出予算書（又は見込書）抄本

　　※　予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

オ　建物の配置図、平面図、立面図、工事仕様書及び工事費目別内訳【施設整備のみ】

カ　年度別施設整備計画（2ヵ年以上の施設整備事業の場合）【施設整備のみ】

キ　見積書の写し等（複数が望ましい）【設備整備のみ】

ク　カタログ等【設備整備のみ】

ケ　その他参考となる書類

(2)　令和６年度以降の施設整備計画がある場合（今回提出分含む）

　　ア　別添6「Ｒ６～10 整備計画予定表」【施設整備のみ】

３　提出期限（期限厳守）

　　令和５年（2023年）１２月２５日（月）　※　電子媒体で提出すること。

４　提出先

　　結核患者収容モデル病室

主査（感染症）今

　　　　メール：[kon.tetsuya@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:kon.tetsuya@pref.hokkaido.lg.jp)

　　感染症指定医療機関（第一種・第二種）、エイズ治療拠点病院

主事　山形

　　　　メール：[yamagata.makoto@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:yamagata.makoto@pref.hokkaido.lg.jp)

　　感染症外来協力医療機関、新型インフルエンザ等患者入院医療機関

　　　　主任　舟山

　　　　メール：[funayama.naohiro@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:funayama.naohiro@pref.hokkaido.lg.jp)

５　留意事項

1. 令和６年度分事業については、上記提出期限までに提出のないものは補助対象の取扱いできませんので、留意願います。

　また、事業計画書提出後の国庫補助所要額の増額変更は受け付けできませんので、十分精査のうえ作成してください。

1. 施設整備に当たり過去に補助事業により整備した施設を転用、取壊し等する場合は、財産処分の手続きが必要となりますので、当課にご相談ください。
2. 今回整備計画書を提出した場合でも、国の予算、事業実施状況、審査及び道の予算措置状況等により、補助対象として決定されるとは限らない旨、留意願うこと。
3. 真に必要な施設整備事業及び設備整備事業についてのみ、整備計画書を提出すること。
4. 整備計画書を提出する場合は、内容を十分に精査の上、計画書の提出後に内容変更や、事業採択された場合において取り下げ等がないよう留意願うこと。
5. 提出期限を過ぎた場合は、審査対象としない旨、留意願うこと。
6. 感染症病床について

ア　第一種感染症指定医療機関

道内は、基準病床数（2床）を満たしている状況にあることから、新設及び増設には該当しないため、既存の病床に係る改築、改修で該当がある場合に限ること。

イ　第二種感染症指定医療機関（札幌圏域）

札幌圏域は基準病床数10床のうち6床が整理されている状況にあることから、4床の新設で該当がある場合に記載すること。また、当該6床については、新設及び増設には該当しないため、既存の病床に係る改築、改造、補修で該当がある場合に限ること。

ウ　第二種感染症指定医療機関（その他圏域）

道内は、基準病床数を満たしている状況にあることから、新設及び増設には該当しないため、既存の病床に係る改築、改修で該当がある場合に限ること。

1. 結核病床について

道内は、基準病床を満たしている状況にあることから、新設及び増設には該当しないため、

結核患者収容モデル病室の新設、増設に係る整備に限ること。

担当： 結核病床関係　主査(感染症) 今

新型インフルエンザ等患者入院医療機関・感染症外来協力医療機関　舟山

感染症指定医療機関・エイズ治療拠点病院　山形

TEL：011-204-5253